

尾張旭市概算数量発注工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事における、積算業務の簡素化により、事業の円滑な執行を図ることを目的とする概算数量発注工事を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 概算数量発注工事 当初設計の数量を概算数量により積算し、契約後に工事現場で取合い等を精査の上、設計数量を確定し、契約変更を行う工事をいう。
- (2) 概算数量 設計図書で「概算」と示したものをを用いて算出した設計数量をいう。
- (3) 工事計画図書 平面図、縦断面図、横断面図、展開図、区画線図、数量総括表、数量計算書等のうち、特記仕様書に定めるものをいう。

(対象工事)

第3条 概算数量発注工事の対象とすることができる工事は、次に掲げる条件を全て満たす工事（委託業務等により詳細図面がある工事を除く。）とする。

- (1) 構造、形状等が著しく変化しない比較的単純な工事（舗装工、区画線工等）
- (2) 現場精査の結果と概算数量との乖離等により、工事費、工期等に著しい影響を与えない工事
- (3) 詳細数量を算定することが非効率であると考えられる工事

(入札公告書等への明示)

第4条 入札公告書等には、概算数量発注工事であることを明示する。

(発注設計図書の作成)

第5条 市は、次に掲げるとおり発注設計図書を作成するものとする。

- (1) 発注設計図書の積算は、施工予定箇所の概算数量に基づき、設計金額を算出するものとする。
- (2) 当初設計時の図面は、位置図、平面図、標準断面図等を添付するものとする。
- (3) 市及び請負者が「概算数量発注工事」であることが確認できるよう、設計書の本工事費内訳書の該当欄には「概算数量」と、設計図面には「概算」と明示するものとする。

(4) 工事計画図書の作成に当たり、工期延長が必要と認める場合は、工期に15日程度加算することができる。

(5) 工事計画図書の作成に要する費用は、共通仮設費の準備費に計上するものとする。

(特記仕様書)

第6条 概算数量発注工事においては、市は、次に掲げる事項を特記仕様書に明示するものとする。

(1) 概算数量発注工事による工事であること。

(2) 概算数量に基づく見積りであること。

(3) 工事計画図書を作成するものであること。

(4) この要領に基づき施行すること。

(5) その他必要事項

(工事計画図書)

第7条 請負者は、工事着手前に市の監督職員と立会いにより工事現場を確認した上で、工事計画図書を作成し、市の監督職員に提出し、その承諾を得るものとする。

2 工事計画図書は、特記仕様書に示す基準により作成するものとする。

(設計変更)

第8条 市は、工事計画図書を精査し、設計数量を確定した後、設計変更を行うものとする。

2 設計変更の理由については、「概算数量発注に基づく現場精査により変更する。」と記載するものとする。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項については、市と請負者とが協議して定める。

附 則

この要領は、令和9年1月1日から施行する。